



入院医療費の自己負担を補てんする

新しい制度が始まります。

今回

STEP1

事前のご案内

制度内容についてお知らせします。

必ずご確認ください。

7月以降※

STEP2

手続き開始

詳細資料(パンフレット)及び
手続き資料を配付します。

手続き漏れのないようにご注意ください。

※支部により異なりますので、支部担当者にお問い合わせください。

STEP3

制度発足

「入院医療費支援制度」がスタートします。

平成27年3月1日 制度発足!

地方職員共済組合
The Mutual Aid Association of Prefectural Government Personnel

入院医療費の自己負担に対する不安を解消します。

入院医療費の自己負担を補てんする 「入院医療費支援制度」が始まります。

「入院医療費支援制度」に 加入した場合

入院附加金相当額の給付

見舞金 1日あたり **1,000円**

入院初期費用保険金 1回の入院につき **30,000円**

自己負担限度額相当額の給付

入院支援保険金
1月あたり **50,000円** または 1月あたり **25,000円**
(加入コースは選択できます)

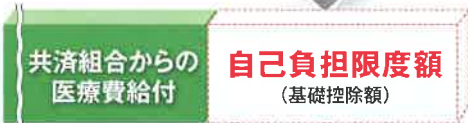
これだけで入院時の医療費が確保でき治療に専念できます。



加入しない場合

入院医療費の自己負担部分に対する費用の捻出が必要です。

自己負担が残ります。



【43歳の方が2.5万円コースに加入した場合】

給付例

	見舞金※1	入院初期費用保険金※2	入院支援保険金※3	合計
1日入院した場合	1,000円	30,000円	25,000円	56,000円 が支払われます
31日入院した場合	31,000円		50,000円	111,000円 が支払われます

月額掛金(概算) 806円(男女共通)

(うち生命保険部分126円、損害保険部分680円)
※掛金は毎年1回加入者の指定する金融機関の口座から12カ月分を一括して自動的に引き落とします。

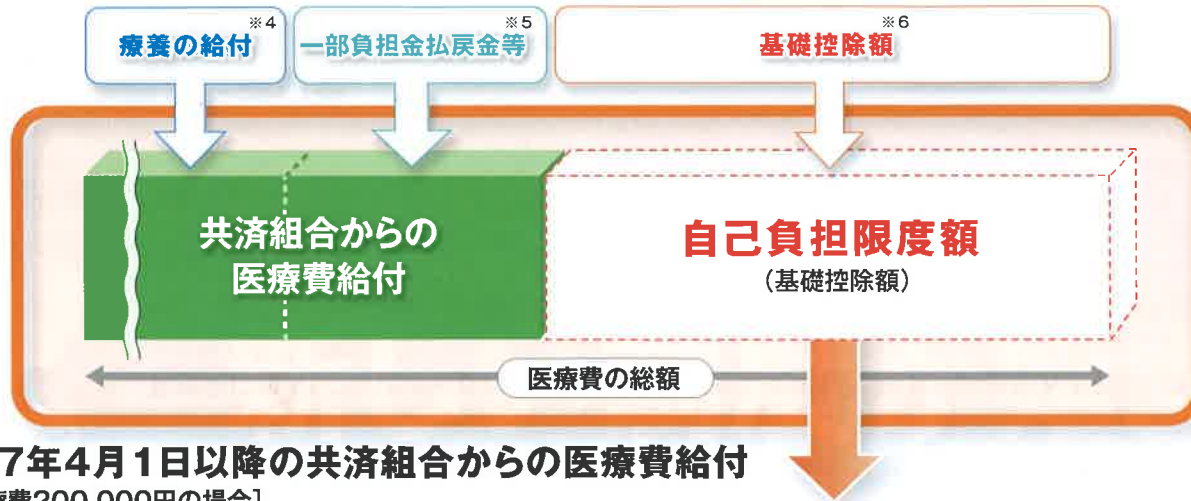
・年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢と異なり、例えば効力発効日(契約応当日)時点の40歳の保険年齢は39歳6カ月を超え40歳6カ月までとなります。
(例) 保険年齢40歳=平成27年3月1日現在39歳6カ月を超え40歳6カ月まで
・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
・掛金は概算です。(被保険者数10,000名以上の場合)

- ※1 見舞金(疾病入院給付金、災害入院給付金)[生命保険]…入院日数に応じて基準給付金額の給付を行います。
- ※2 入院初期費用保険金[損害保険]…入院日数に関わらず1回の入院に対して給付を行います。
- ※3 入院支援保険金[損害保険]…入院月数に応じた給付を行います。(入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り上げて1月とします。)

(例) 入院日数 1日→入院月数 1月
入院日数 30日→入院月数 1月
入院日数 31日→入院月数 2月

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
・2.5万円コースは見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金をセットしたものです。
・見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
・それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレットをご参照ください。

現行の入院医療費の自己負担のしくみ



平成27年4月1日以降の共済組合からの医療費給付

[入院医療費200,000円の場合]

給料月額	共済組合からの給付		自己負担
	療養の給付	一部負担金払戻金等	自己負担限度額 (基礎控除額)
42.4万円以上の方	140,000円	10,000円 (見直し前20,000円)※	50,000円 (見直し前40,000円)※
42.4万円未満の方		35,000円 (据え置き)	25,000円 (据え置き)

※平成27年3月31日以前

上記取扱い内容については、今後変更となる可能性があります。

※4 病気やケガをしたときは、一定の自己負担で診療を受けることができます。このことを「療養の給付(被扶養者は家族療養費)」といいます。

※5 組合員本人が、ひと月に同一の医療機関等に対して支払った医療費の自己負担額のうち、基礎控除額を上回った部分を払い戻す制度のことを、一部負担金払戻金(被扶養者の場合は家族療養費附加金)といいます。

※6 自己負担の限度額となります。

ご存じですか？

附加給付は共済組合が独自に行うものですが、短期給付のきびしい財政状況等をふまえ見直しが行われています。

次の附加給付が平成25年4月1日から廃止となっています。

- ◆入院附加金
- ◆災害見舞金附加金
- ◆結婚手当金

「入院医療費支援制度」は

入院医療費の自己負担に対する不安を解消します。

Q&A

Q1 入院医療費支援制度には誰が入れますか？

A1

地方職員共済組合の組合員本人と、組合員の配偶者と、子ども（共済組合が被扶養者として認定している子どもであり、組合員本人と同一戸籍に記載されていること）が任意に加入できる制度です。なお、ご加入の際は告知内容の確認が必要となります。

Q2 入院医療費支援制度のメリットは何ですか？

A2

この制度は附加給付の見直し部分を補完することを目的として、地方職員共済組合の福祉事業として地方職員共済組合員30万名を対象として実施するものです。加入規模によりスケールメリットが発揮され掛金が割引されます。

Q3 入院医療費支援制度はいつまで加入できますか？

A3

現職中に加入していただくことで組合員資格を喪失した後も75歳まで継続加入することができます。



お問い合わせ先

地方職員共済組合
「入院医療費支援制度」照会センター

フリーダイヤル

 0120-655-529

〔照会受付期間：平成26年6月2日（月）から平成26年10月31日（金）まで（受付時間：9:00から17:00 月～金（祝日を除く））〕

※掛金等詳細については次回「STEP2」までお待ちください。（平成26年7月以降配付予定）

制度内容等詳細については、後日配付するパンフレットをご一読ください。